

整理番号

13

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
		3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
【経常的経費】		6:人件費 7:事務所費 8:事務費
		9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	21年 4月 17日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所4月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領收証

前原 かづえ 様

金額

20000 円

但 4月分県政事務所家賃代

2021年 4月 17 日 上記正に領収いたしました

使途: 前原かづえ議員 県政事務所4月分家賃

整理番号

67

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費	2:グループ活動費	
【広聴・広報活動費】			
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費	5:広報費
【経常的経費】			
	6:人件費	7:事務所費	8:事務費
	9:資料購入・作成費	10:交通費	

支出年月日	21年 5月 17日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所5月 分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領收証 前原かづえ 様

金額 ￥ 20,000円

但 5月份県政事務所家賃代

2021年 5月 17日 上記正に領収いたしました



使途: 前原かづえ議員 県政事務所 5月分家賃

整理番号 | 30-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	21年 5月 25日 他	支出額	97,056円 (按分積算の方: $40,000+440+40,000+440+40,000+440) \times 0.8$
使 途	村岡議員 県政事務所家賃、送金料 (4.5.6月分)		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

整理番号

130-2

別 紙

日本共産党埼玉県議会議員団

5月

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額
03-05-25	14	104-02	300011	0914	
お振込方法	電信扱			お引き出し口座	[REDACTED]
お振込先銀行・支店					
お受取人					
お振込金額	¥40,000	消費税込か手数料	¥440	手数料	家家家家家家

送金料

440円

6月

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額
03-06-25	14	104-02	400004	0914	
お振込方法	電信扱			お引き出し口座	[REDACTED]
お振込先銀行・支店					
お受取人					
お振込金額	¥40,000	消費税込か手数料	¥440	手数料	家家家家家家

送金料

440円

4月

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額
03-06-25	14	104-05	400013	1007	
お振込方法	電信扱			お引き出し口座	[REDACTED]
お振込先銀行・支店					
お受取人					
お振込金額	¥40,000	消費税込か手数料	¥440	手数料	家家家家家家

送金料

440円

(4月分の入金を忘れていましたので)
6月25日に振り込みました。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	国木店舗		2階 201号室		
	所在 地	(住居表示) 川口市芝西 2~26~20	区画番号()			
	(登記簿)	26~28				
	構 造	(木造) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・(スレート葺)・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸				
	種 類	事務所	新築年月	平成3年5月		
	面 積	35.00 m ²				
附 屬 施 設						

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会議員の事務所として使用する。

頭書(3) 契約期間

令和2年3月1日から5年2月末日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2年2月25日頃

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	40,000 円 (賃料 1ヶ月)	礼金	40,000 円	附 屬 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ケ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数			本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込				
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

・更新料は新家賃の1ヶ月分とする。・更新手数料は1ヶ月分とする。

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
乙・借主	氏名	村岡 正嗣	TEL	048-265-3856
	住所	川口市小浴場47-15		
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	〒338 川口市芝穂の丘1丁目15-38 有限会社トキワエフ 代表取締役 常盤 隆則 電話 0482-62-1711	
	免許証番号 平成28年12月14日	大臣 知事 () 第 号 免許年月日
氏名 登録番号	氏名 () 第 号	
業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※団は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
- 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ケ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければな

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条** 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入り込んだときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条** 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条** 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条** 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条** 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号

122

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
【経常的経費】		
6: 人件費		
7: 事務所費		
8: 事務費		
9: 資料購入・作成費		
10: 交通費		

支出年月日	21年 6月 17日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所6月月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

金額

20,000円

但 6月分県政事務所家賃代

21年 6月 17日 上記正に領収いたしました

整理番号

179

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 7月21日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法(4000+440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途:村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 7月分及び送金料

3—(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	田木下店舗	2 階 201号室
	所在 地	(住居表示) 仙台市若林区2~26~20	区画番号()
	(登記簿)	26~28	
	構 造	(木造)・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・(スレート葺)・亜鉛メキシ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全()戸	
	種 類	事務所	新築年月 平成3年5月
	面 積	35.00 m ²	
附 属 施 設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会議員の事務所として使用する。

頭書(3) 契約期間

令和2年3月1日から5年2月末日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2年2月25日頃

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	円 円)	家 貢 保険料	円
敷 金	40,000 (賃料 1ヶ月)	円 円)	礼金	40,000 円	円 円)	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円 円)
保証金		円 (賃料 ヶ月)	償 却				
その他の条件							
貸与する鍵	鍵 No. 本 数						
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末 日まで						
賃料等 の支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込						
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

・更新料は新家賃の1ヶ月分とする。・更新手数料は1ヶ月分とする。

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名		TEL	
	住所			
乙・借主	氏名	木村 正嗣	TEL	048-265-3856
	住所	川口市小谷場47-15		
連帯保証人	氏名		TEL	
	住所			

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL 〒338 川口市芝橋の角1丁目15-38 商号又は名称 有限会社トキワエフ 代表者の氏名 代表取締役 常盤 隆則 電話 0482-62-1	主たる事務所所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
	免許証番号 埼玉県 大臣(7)第1539号	免許証番号 大臣()第 号
	免許年月日 平成28年12月14日	免許年月日 平成 年 月 日
	氏名 常盤 隆則	氏名
登録番号 [] 第 [] 号	登録番号 () 第 号	
業務に従事する事務所名	業務に従事する事務所名	
事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL	

※団は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の ケ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなけ

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
 - 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の ケ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
 - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければな

らない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入り立ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盜難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

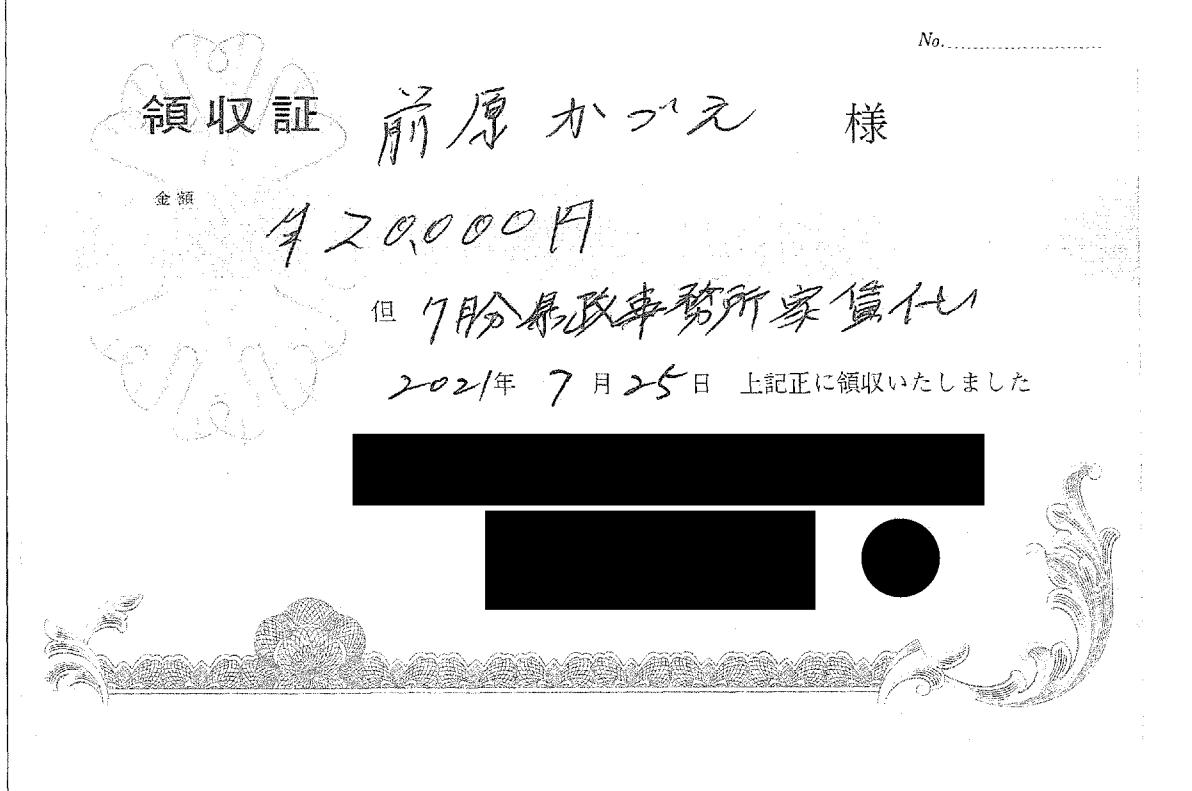
第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号	187
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	21年 7月 25日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所7月分家賃		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
 <p>No.</p> <p>領収証 前原 かづえ 様</p> <p>金額 20,000円</p> <p>但 7月分県政事務所家賃代</p> <p>2021年 7月 25日 上記正に領収いたしました</p>	

整理番号	239
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5: 広報費
6: 人件費		7: 事務所費
9: 資料購入・作成費		8: 事務費
		10: 交通費

支出年月日	21年 8月 19日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使 途	前原かづえ議員 県政事務所8月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.



使途: 前原かづえ議員 県政事務所 8月分家賃

整理番号 249-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	21年 8月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:40,440×0.8)
使途	村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額	※※※※※※※※※
03-08-25	0013	104-02	300011	0913		※※※※※※※※※
お振込方法	電信振込				お引き出し口座	[REDACTED]
お振込先銀行・支店						
お受取人		[REDACTED]				
お振込金額	¥40,000			消費税込み手数料	¥440	おつり

令和3年7月30日に所有者が

[REDACTED]さんから [REDACTED]

さんへ

変更になりました

使途 : 村岡議員 県政事務所 8月分及び送金料

店舗賃貸借契約書

(本件各所)

物 件 名 称 の 表 示	所在 地 件名 面積	119号室 木下園店舗 2階 50.00m ²	26~20
賃 料	(うち消費税 支用) 円 金	(うち消費税 支用) 円 金	管理費 (うち消費税 支用) 円 金
保 証 金 數	金 40,000円也	金 40,000円也	金 (うち消費税 支用) 円 金

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の賃務支払い無権設定等に供することを禁ずる。口頭証をもつて預り証を發行する

(以下甲と称す)

賃主 [REDACTED] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。
賃貸借の期間は 2年3ヶ月より 5年
2月木曜日迄向う3ヶ月毎に更新する。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。
甲は賃料半額分を毎月木曜日迄に甲方に持参し支払うこと。

乙はガス、水道、電気、その他の消耗費は甲の負担とする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

店舗は原状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得ていい、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか又は無償にて置換するものとする。

業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合に於て甲を除く他の限りではない。

次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。
1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
賃主は故意及過失を問わらず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。賃主は / 金をもつてこの弁済に充當することができない。
ついた時は、賃主は / 乙の都合により本契約を解除する時は 3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ精算して乙に返還すること。万一賃主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以降 3ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第9条

連帯保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約条款)
① 今後3年7月10日に所有者が更り前ア所有者との契約を継承するまでの間

(貨料不延辺光) [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各者通を保有する。

② 年 7月 30日
賃主 氏名(甲) [REDACTED]
現住所 [REDACTED]
連帯保証人 氏名 [REDACTED]

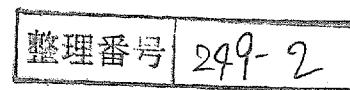
賃主 氏名(乙) [REDACTED]
現住所 [REDACTED]
連帯保証人 氏名 [REDACTED]

賃主 氏名(丙) [REDACTED]
現住所 [REDACTED]
連帯保証人 氏名 [REDACTED]

賃主 氏名(丁) [REDACTED]
現住所 [REDACTED]
連帯保証人 氏名 [REDACTED]

取引業者 氏名 [REDACTED]
電話 0482-62-1771
取引主任者 氏名 [REDACTED]
第 [REDACTED] 号

三



249-2

整理番号	287
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
3:広聴費		4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	21年 9月 22日	支出額	20,000 円
使途	(按分の積算方法: 前原かづえ議員 県政事務所9月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領収証 前原かづえ 様

金額

20,000 円

但 9月分県政事務所家賃代

2021年 9月 22日 上記正に領収いたしました



20,000円	2021年9月22日	上記正に領収いたしました
---------	------------	--------------

整理番号

290-

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
	6:人件費	7:事務所費
	9:資料購入・作成費	8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 9月24日	支 出 額	32, 352円 (按分の積算方法:40,440×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 : 村岡議員 県政事務所 9月分及び送金料

店舗賃貸借契約書

(本件各戸所)

所在地	〒197-0013 東京都西東京市西2-26-20
名称・室番号	本店
面積	201号室 25.00m ²

賃料	月額	モルタル葺2階建	棟
(うち消費税 円也)	管理費 (うち消費税 円也)	共益費 (うち消費税 円也)	円也
吉ケ月 40,000円也	金	金	円也

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い(質権設定等)に供することを禁する。口座をもって預り証とする。

賃主 [REDACTED] (以下甲と称す)
賃客 [REDACTED] (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを貰借し賃貸を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は 2年3ヶ月より5年
日迄向う3ヶ月毎年とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃料月分を毎月未だに甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し

食料物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て[REDACTED]業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賃借金額を支払わず又借賣の支払を怠つた時は、~~借主は~~金をもつてこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃賣は期間に応じ精算しおよび返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後3用分の家賃を支払わなければならぬ。

第10条 運賃保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約項)
① 令和3年7月30日に所有者が更り、前所有者との契約を継承するとのとする。
〔資料不底込〕

第13条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第14条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第15条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第16条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第17条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第18条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第19条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第20条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第21条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第22条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第23条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は關係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

横幅端部
290-2

別紙

新規端部
290-3

新規端部
290-4

新規端部
290-5

整理番号

312

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費									

支出年月日	21年 10月 16日	支出額	20,000 円
使途	前原かづえ議員 県政事務所10月分家賃		(按分の積算方法:)

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

 <p>領収証 前原, かづえ 様</p> <p>金額 ￥ 20,000 円</p> <p>但 10月分県政事務所家賃代</p> <p>2021年 10月 16日 上記正に領収いたしました</p> <p>[Redacted area for stamp or signature]</p> <p>[Redacted area for stamp or signature]</p> <p>[Redacted area for stamp or signature]</p>

整理番号	321-1
------	-------

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 10月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法:(4000+440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所代 村岡諒平 10月分及び送金料		

領 収 書 等 貼 付 欄	日本共産党埼玉県議会議員団
使途:村岡議員 県政事務所代 村岡諒平 10月分及び送金料	

整理番号 321-2

別 紙

日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額	支拂済
03-10-25	13	104-02	300027	1033		
お預り方法	電信扱			お引き出し口座		
お預り方法	現金					
預り人						
お預り金額	¥40,000	消費税込み手数料	¥440	引当	支拂済	

店舗賃貸借契約書

(本件各戸所)

物 件 の 表 示	所在 地 名 称・室番号 面 積	川口市西2～26～20 本館/2階 2 階 50.00m ²	構 造 造 木 造 モルタル葺瓦建 棟
賃 主	料 金 (うち消費税 金 額) 保 証 金 (うち消費税 金 額) 數 (但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支 払い賃借設定等に供することを禁する。日本語をもつて限りとする。日本語を發行する 旨を記入する。)	(うち消費税 金 額) 月額 40,000円也 金 額) 40,000円也	管理費 共益費 (うち消費税 金 額) 金 額) (うち消費税 金 額) 金 額) (以下甲と称す)
賃 料	(うち消費税 金 額) 月額 40,000円也 金 額) 40,000円也	(うち消費税 金 額) 金 額) 金 額) (以下乙と称す)	
賃 主	借 主	川口市西2 年 2 月 2 日迄向う。 は甲乙合意の上更新することも出来る。	主 任 者 印

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 申は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。

第 2 条 賃借の期間は 2 年 3 月 / 日より 5 年 2 月 2 日迄向う。
は甲乙合意の上更新することも出来る。

第 3 条 乙は賃料翌月分を毎月 未 日迄に甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に開する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第 4 条 貢付物の賃借を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すが前項は無償にて残置するものとする。

第 5 条 乙は本件店舗に於て 事務所 の限りではない。但し業以外を営むものとする。

第 6 条 甲乙の合意が成立した場合は、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 貸借物件の一部又は全部につき、買借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 1 ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 7 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解

除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 貸借物件の一部又は全部につき、買借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 1 ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償をしなければならない。借主が賃借金額を支払わざ又は借主の支払を怠つた時は、賃主は 3 ケ月前に連絡し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但以此の際賃貸は期間に応じ精算しそこに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後 3 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第 9 条 乙の都合により本契約を解除する時は、3 ケ月前に連絡し、期間終了と同時に乙は完全に店舗を明渡すこと。但以此の際賃貸は期間に応じ精算しそこに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後 3 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第 10 条 運営保証人は乙と連帯の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 11 条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 令和3年7月30日に所有者が更り前戸所有となり
契約を継承するとの事
(資料伝達)

黒崎謙司
321-3

有限会社トキワエスティー
代表取締役 常盤隆則
電話 0482-62-1771
第 ■ 号 参照 7月1日

整理番号

364

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
3:広聴費		4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 11月 17日	支出額	20,000 円
使途	前原かづえ議員 県政事務所11月分家賃		(按分の積算方法:)

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.

領收証 前原かづえ 様

金額 ￥ 20,000 円

但 11月分県政事務所家賃代

2021年 11月 17日 上記正に領收回ました

[Redacted stamp area]

[Redacted stamp area]

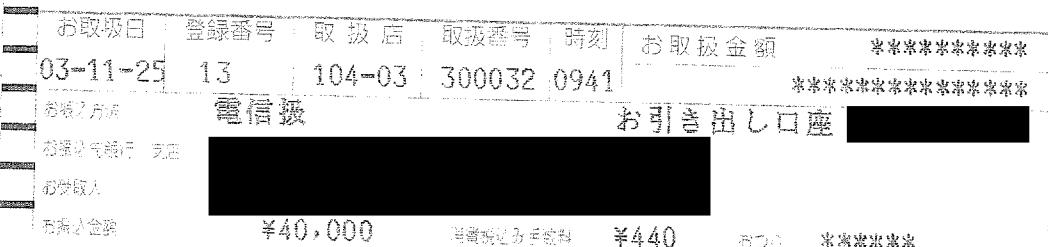
[Redacted stamp area]

整理番号	379
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	21年 11月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:40,440×0.8)
使途	村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料 <i>家賃</i>		

領収書等貼付欄	日本共産党埼玉県議会議員団
 <p>お取扱日：登録番号：取扱店：取扱番号：時刻 お取扱金額 03-11-25 13 104-03 300032 0941 お支払い方法 電信振込 お引き出し口座 [REDACTED] お預け金額 ￥40,000 通帳記入手数料 ￥440 お財布 [REDACTED] おつり [REDACTED]</p>	
使途：村岡議員 県政事務所 11月分及び送金料 <i>家賃</i>	

店舗賃貸契約書

(本件各所)

物 件 名 称 の 表 示	所在 地	川口市西2-26-20
面 積	木造本間店舗	2階 201号室 25.00m ²
構 造	木造モルタル瓦葺建	棟

賃 料	料 金 額	支 付 期 間	管理費	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	共益費	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）
保 証 金	金 額	金 額	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）	（うち消費税 金）
（以下甲と称す）	（以下乙と称す）							

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。

第2条 貸賃借の期間は 2年3ヶ月より5年
2月未満とする。但し期間満了の場合
は甲乙合意の上更新することとも出来る。

第3条 乙は賃料料翌月分を毎月 未定 日迄に甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公用公器、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第4条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

第5条 乙は本件店舗に於て 未定 の限りではない。但し業以外を営んではならない。但し

第6条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。

2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 未定 ケ用以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第7条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を

賠償をされなければならない。借主が賃料金額を支払わざ又は賃貸の支払を怠った時は、販主は 未定 金をもつてこの弁済に充当することができる。

第9条 乙の都合により本契約を解除する時は 未定 ケ月前に連絡し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に應じ精算しそれに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降 未定 ヶ月分の家賃を支払わなければならぬ。

第10条 運営保証人は乙と連帶の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第12条 (特約項)
① 令和3年7月30日にア所有者が更り前ア所有者と
契約を継承するものとする。
（賃料振込先）

第13条 住 所 _____
現 住 所 _____
主 氏 名(甲) _____
主 氏 名(乙) _____
連 帯 保 証 人 氏 名 _____

住 所 _____
現 住 所 _____
取 引 業 品 氏 名 _____
取 引 住 在 者 氏 名 _____

（各欄）
第1条 本件各所
第2条 未定
第3条 未定
第4条 未定
第5条 未定
第6条 未定
第7条 未定
第8条 未定

整理番号

404

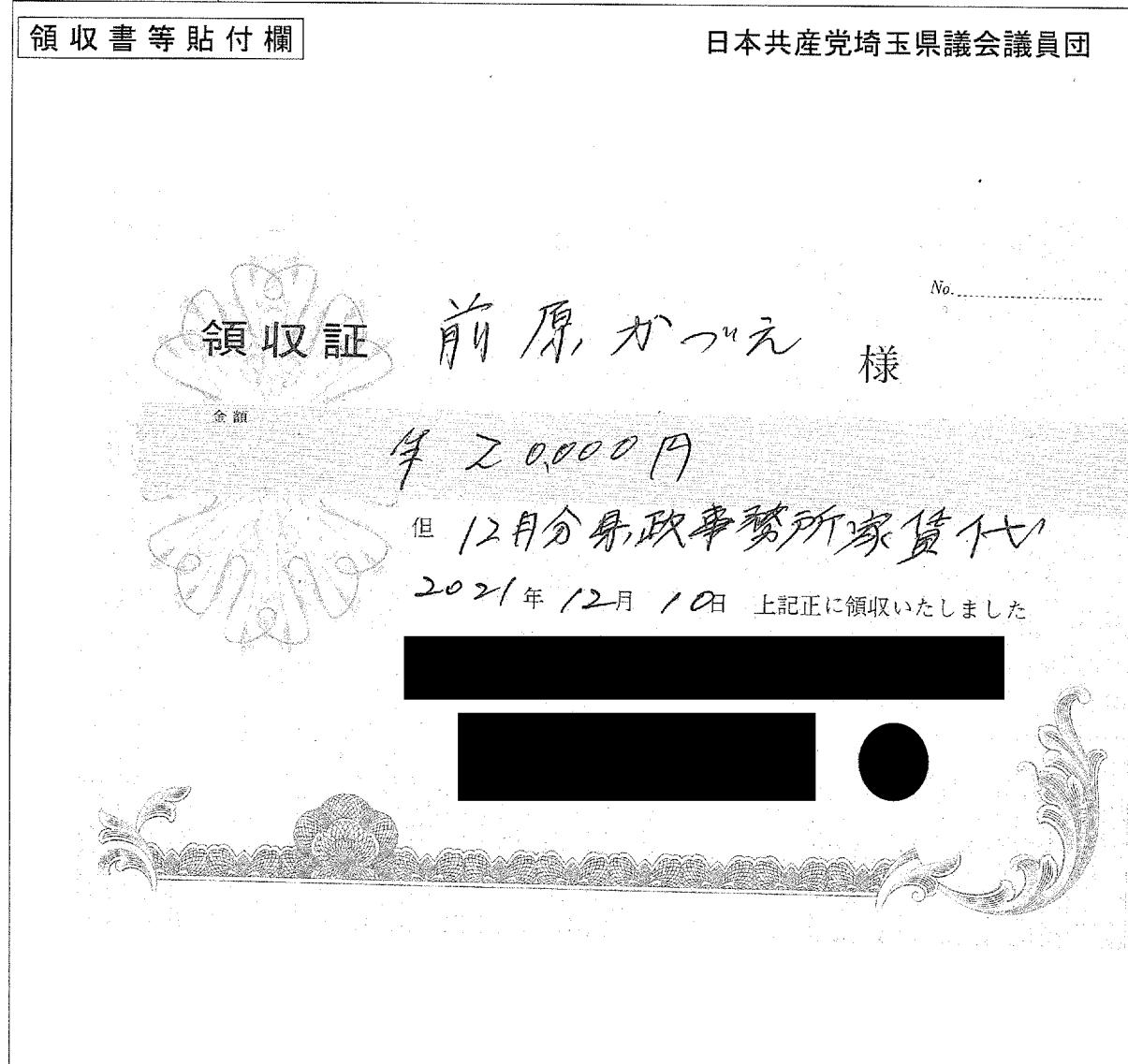
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
【広聴・広報活動費】		
3:広聴費		4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 12月 10日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所12月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



整理番号

418

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	21年 12月24日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:40,440×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料 家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱口 登録番号： 取扱店： 改扱番号： 時刻： お取扱金額
 03-12-24 13 104-05 400004 0919

お預け方法： 電信扱
お振込銀行・支店
お受取人
お振込金額 ￥40,000 お振込手数料 ￥440 おつり ￥0

使途：村岡議員 県政事務所 12月分及び送金料
家賃

店舗賃貸契約書 (複数住所)

所在地	新潟市西区26番地2階	201号室
面積	25.00m ²	

賠償をしなければならない。借主が賃貸金額を支払わず又賃貸の支払を怠つた時は、賃主は金をもつてこの弁済に充当することができる。

第 9 条 乙の都合により本契約を解除する時は、³ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ清算しあとに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後³ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第 10 条 運営保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担する旨のととする。

第 11 条 本件に関し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 12 条 (特約条項)
① 令和3年7月10日(以下「前ア」)前ア有者として契約を継承すままでのところ。
② 貸料不払による

料 (うち消費税
毎ヶ月 40,000円也) 管理費
共益費 (うち消費税
毎ヶ月 40,000円也) 金
保証金 (うち消費税
毎ヶ月 40,000円也) 金
但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い質権設定等に供することを禁ずる。口頭説明をもつて賃貸する旨を発行する

(以下甲と称す)

第 13 条 本件契約は正規の(以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことを約した。

第 1 条 賃貸借の期間は 2年3ヶ月より5年
第 2 条 賃貸借の期間は 2年3ヶ月より5年
は甲乙合意の上更新することとも出来る。

甲乙は賃借料翌月分を毎月 ^未 日迄に甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の控動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様等の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行へ、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

乙は本件店舗に於て ^未 業以外を営んではならない。但し甲の合意が成立した場合はこの限りではない。

第 3 条 乙は賃借料翌月分を毎月 ^未 日迄に甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料別に支払うものとする。但し賃物に關する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の控動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様等の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行へ、明渡しの際は自費をもつて原形に復すか又は無償にて残置するものとする。

除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

- 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
- 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。これが他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- 乙が賃料の支払を ^未 ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各専通を保有する。

第 9 条 3年7月10日
住 所 _____
主 氏名(甲) _____

現住所 _____
主 氏名(乙) _____

川口市小金井4丁目15
住 所 _____
主 氏名(甲) _____

現住所 _____
主 氏名(乙) _____

運営保証人 氏名 _____
住 所 _____

有限会社トキワエステート
代表取締役 常盤 利
氏名 0482-62-1771
現住所 _____
主 氏名 _____

取引主任者 _____
第 _____ 号

第 _____ 号

整理番号

480

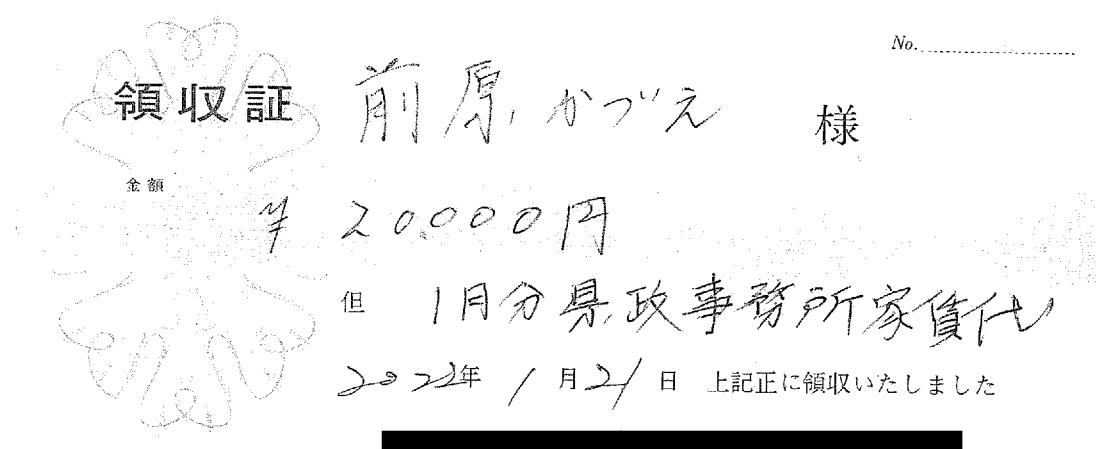
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
		10:交通費

支出年月日	22年 1月 21日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所1月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

No.
 <p>領収証 前原かづえ 様</p> <p>金額 20,000円</p> <p>但 1月分県政事務所家賃代</p> <p>2022年 1月 21日 上記正に領取いたしました</p>
  

整理番号

487-1

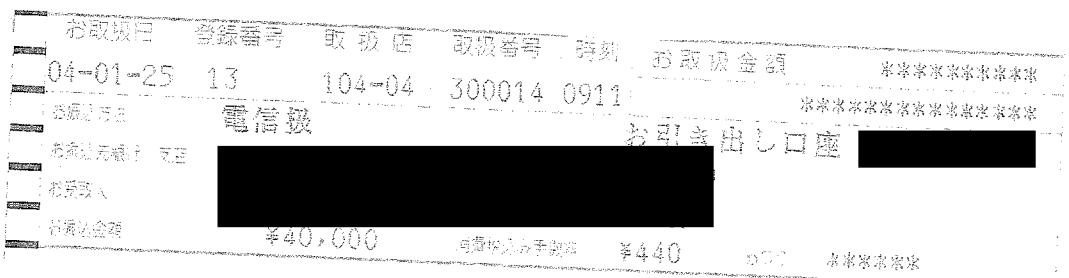
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
【経常的経費】		5:広報費
6:人件費		7:事務所費
9:資料購入・作成費		8:事務費
10:交通費		

支出年月日	22年 1月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
使途	村岡議員 県政事務所 1月分及び送金料		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 : 村岡議員 県政事務所 1月分及び送金料

店舗賃貸契約書 (本務契約)

所在地	川口市西2-26-20
名称・室番号	本園店舗 2階 201号室
面積	35.00m ²

木造モルタルレバーフラット床			
料	(うち消費税 内) 円也	管理費 (うち消費税 内) 金	共益費 (うち消費税 内) 金
保証金	4,000,000円也	金	金
敷金	4,000,000円也	金	金

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に供することを禁ずる。口座をもつて預り金に対する口別種類の証を発行する。

(以下甲と称す)

(以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを貢借し賃料を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は、2年3ヶ月より5年2ヶ月年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃借料翌月分を毎月15日前に甲方に持参し支払うこと。

第4条 ガス、水道、電気、その他消耗耗費は賃料と別に支払うものとする。但し

賃物に附する粗略公課等は甲の負担とする。公相公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとす。

第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すか或は無償にて残置するものとする。

第6条 乙は本件店舗に於て業以外を営むことはならない。但し

甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 賃借物の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時その状況により損害

賠償を負担されなければならない。借主が賃貸金額を支払わざ又は賃貸の支払を怠つた時は、賃主は契約により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃は期間に応じ精算しおに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は申に解約の意志表示をした日以降3ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第9条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約により生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第11条 事件に関する争いは前所有者と9月30日に所有者が交り、前所有者と9月30日に承継するとする。
(資料依送先)
[REDACTED]

第12条 (特約条項)
令和3年7月30日に所有者が交り、前所有者と9月30日に承継するとする。
契約と承継するとのとある。

主 住 所 [REDACTED]
姓 氏 名 (甲)
主 住 所 [REDACTED]
姓 氏 名 (乙)
現 住 所 [REDACTED]
姓 氏 名 (丙)
現 住 所 [REDACTED]
姓 氏 名 (丁)

連帯保証人 氏 名 [REDACTED]
有限会社トキワエステート
代表取締役 常盤隆則
電話 048-621-7711
取引主任者 氏 名 [REDACTED] 第 [REDACTED] 号

四
四

整理番号

533

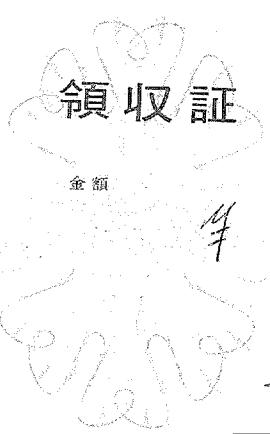
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費		
	9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	22年 2月 21日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所2月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団


領収証 前原かづえ No.
金額 **20,000円** 様
但 **2月分県政事務所家賃代**
2022年 2月 21日 上記正に領収いたしました




使途: 前原かづえ議員、県政事務所 2月分家賃

整理番号 540-1

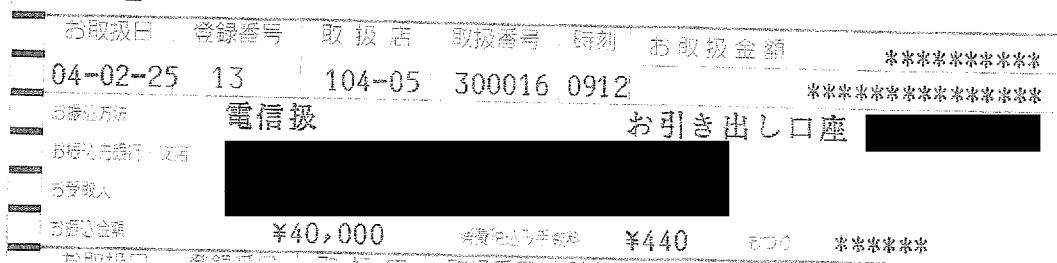
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 2月25日	支出額	32,352円 (按分の積算方法:(40,000+送金料440)×0.8)
使 途	村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料		

領 収 書 等 貼 付 欄

日本共産党埼玉県議会議員団



使途 : 村岡議員 県政事務所 2月分及び送金料

店舗賃貸借契約書

(第各所)

物 件 の 表 示	所 在 地	川口市西2-26-20
名 称・室番号	本店/店舗	2階 20/号室
面 積	25.00m ²	
構 造	木 造	モルタル瓦葺 檻

賃 料	(うち消費税.....円也)	管理費 (うち消費税.....円也)
証 券	香料 40,000円也	共益費 金 金
保 証 金	(うち消費税.....円也)	(うち消費税.....円也)
敷 金	金 40,000円也	金 金

恒し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払に質権設定等に供することを禁する。口本証をもつて領り証とする。

（以下甲と称す）
（以下乙と称す）

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第 1 条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し賃貸を支払うことと約した。
第 2 条 賃貸借の期間は 2年3ヶ月より 5年
（2月 木 月迄向う 3ヶ月年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第 3 条 乙は賃借料翌月分を毎月 木 日迄に甲方に持参し支払うこと。
ガス、水道、電気、その他消耗品は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物品の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

第 4 条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自賃をもつて原形に復すが既に無損にて残置するものとする。
業以外を営むではない。但し

第 5 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務による破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 6 条 甲乙は本件店舗に於て ~~アメニティ~~ の限りではない。

第 7 条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解

除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務による破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を 1ヶ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

第 8 条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賃借料

540-2

三 準

賠償を負担せねばならない。借主が賃借金額を支払わざ又は賃貸の支払を怠った時は、賃主は ~~金~~ 金をもつてこの弁済に充当することができる。
乙の都合により本契約を解除する時は、3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に申に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ精算しつつ返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をして日以降 3ヶ月の家賃を支払わなければならぬ。

第 9 条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約により生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第 10 条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第 11 条 令和3年7月10日に所有者が更り前所有者として
契約と継承するまこととする。
（資料原本）

（資料原本）

上記契約の証として、本契約書を乙通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

3年7月30日

住 所

主 氏 名（印）

現 住 所

信 氏 名（乙）

連帯保証人 氏 名

取引業者 氏 名 電話 0482-62-1771

取引主任者 第 ■ 号

整理番号

556

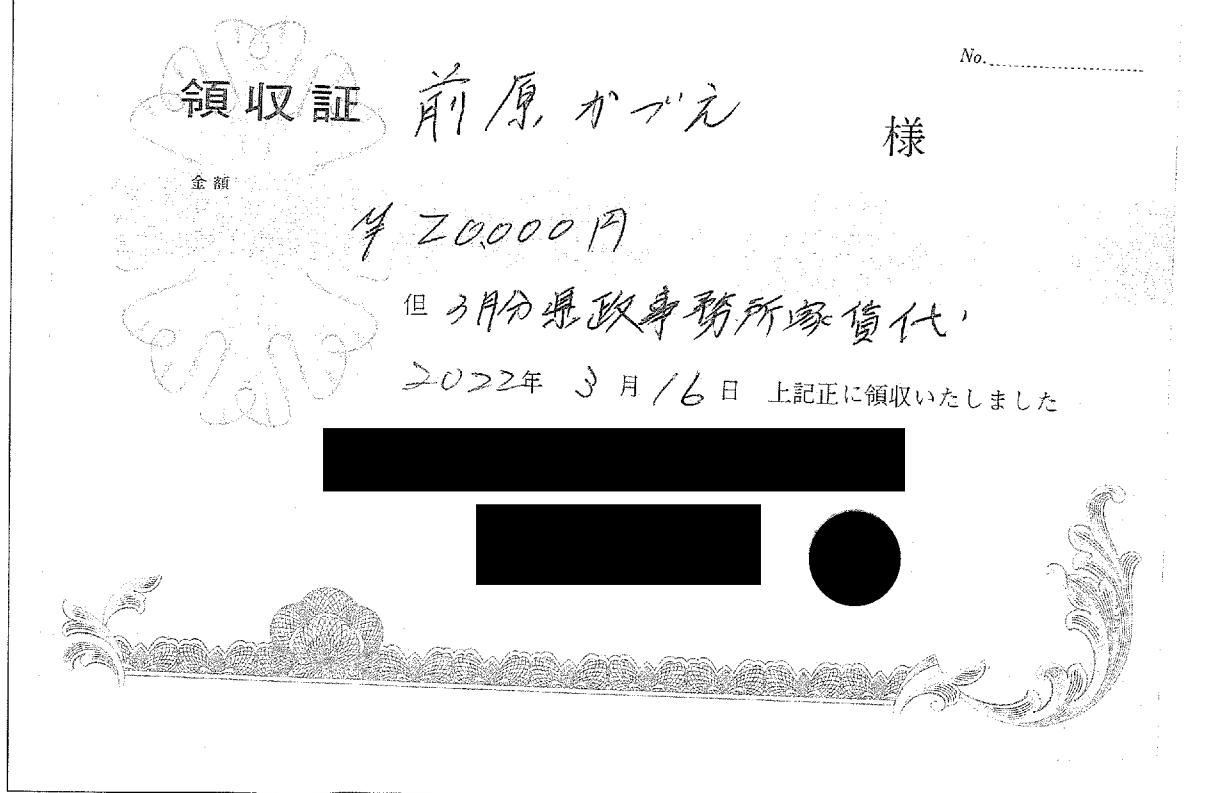
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 3月 16日	支出額	20,000 円 (按分の積算方法:)
使途	前原かづえ議員 県政事務所3月分家賃		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団



整理番号

571

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	22年 3月25日	支出額	32,352 円 (按分の積算方法:40,000+440)×0.8)
使途	村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 3月分及び送金料		

領収書等貼付欄

日本共産党埼玉県議会議員団

お取扱日	登録番号	取扱店	取扱番号	時刻	お取扱金額	支
04-03-25 13	104-02	300018	0912		¥40,000	現
お振込方法	電信扱					
お振込先銀行・支店						
希望取入						
B解消金額	¥40,000			消費税込手数料	¥440	現

使途:村岡議員 県政事務所家賃 [REDACTED] 3月分及び送金料

店舗賃貸契約書

(第各ア所)

物 件 名 称 の 表 示 欄	所在 地 面 積	110号室 西2～26～20 本木園店舗 2階 201号室 35.00m ²
賃 料	(うち消費税 内也) 月額40,000円	管理費 (うち消費税 内也) 共益費 金
保 証 金	(うち消費税 内也) 金40,000円	(うち消費税 内也) 金
敷 金	(うち消費税 内也) 金40,000円	(うち消費税 内也) 金

但し無利息の約定。敷金又は保証金を貢献に充當すること、もしくは乙の債務支払い賃借設定等に対することを禁する。口頭をもつて預り証とする。印鑑の証を銀行する

（以下甲と称す）
（以下乙と称す）

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益をさせることを約し、乙はこれを賃借し借戻を支払うことを約した。

賃借の期間は 2年3ヶ月より 5年
2月未満 2ヶ月毎年間とする。但し期間満了の場合

は甲乙合意の上更新することも出来る。

第3条 乙は賃料翌月分を毎月 ガス、水道、電気、その他消耗品は賃料と別に支払うものとする。但し

食料物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。

店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の模様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもつて原形に復すが或は無償にて残置するものとする。

乙は本件店舗に於て 営業以外を営むことはない。

甲乙の合意が成立した場合は、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に對して明渡を求めることが出来る。

1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。

2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。

3) 乙が賃料の支払を / ケ月以上怠つた場合。本件建物が焼失又は大破した場合。

借主は故意及過失を問わざず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賃借金額を支払わざ又は借主の支払を怠つた時は、貸主は乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際賃貸は期間に応じ精算しそれに返還すること。万一借主がこの申入れを怠つた場合は、乙は甲に解約の意志表示をした日以後3ヶ月分の賃料を支払わなければならない。

第9条 運帶保証人は乙と連帶の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。

第10条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第11条 本件に關し紛争を生じたる場合は当事者は道義的に解決すること。
第12条 (特約項)
① 合同3年7月10日に所有者が更り、前所有者との
契約を継承する。○
(資料) 未記入

上記契約の証として、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印の上各書面を保有する。

○ 年 7 月 30 日

賃主 氏名 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

借主 氏名 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

連帶保証人 氏名 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

取引業者 氏名 [REDACTED]
電話 0482-621771

取引主任者 氏名 [REDACTED]
電話 [REDACTED] 号

門前町賃貸業者会議事務局
有限会社キワエステート
代表取締役 常盤隆則

第8条 貸主は各ア所